

《所定疾患施設療養費算定状況の公表について》

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなっております。

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

所定疾患施設療養費について

対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・ 肺炎
- ・ 尿路感染症
- ・ 带状疱疹
- ・ 蜂窩織炎
- ・ 慢性心不全の増悪

上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行なわれた場合に算定する。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。

公表に当たっては、介護サービス情報の公開制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和7年度 所定疾患施設療養費 算定実績

介護老人保健施設 はじまり

	R7.4		R7.5		R7.6		R7.7		R7.8		R7.9		R7.10		R7.11		R7.12		R8.1		R8.2		R8.3		合計			
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数		
肺炎	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7
尿路感染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	2	8	0	0	0	0	0	3	11
帯状疱疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性心不全の増悪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	2	8	0	0	0	0	4	18	